

第140回香川県都市計画審議会議事録

日時：令和3年3月23日（火）

午前10時30分から午前11時30分

場所：香川県庁 本館21階 特別会議室

第140回香川県都市計画審議会議事録

1. 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年3月23日(火) 午前10時30分から午前11時30分
- (2) 場 所 香川県庁 本館21階 特別会議室

2. 出席委員の氏名

(1) 委 員

1号委員

北村 亜矢子、池田 幸代、岩崎 敬子、田村 照栄、白木 渡

2号委員

塩屋 俊一(代理 新出 龍峰)、丹羽 克彦(代理 庄野 達也)

4号委員

高城 宗幸、三野 康祐

以上 9名

3. 定足数の確認

条例第5条第1項に基づき、委員の過半数が出席し、会議の定足数を満たしていることを確認する。

4. 会議の公開の確認

運営規程第5条第1項に基づき、議長が会議を公開で行うことを確認する。

5. 議事録署名人指名

運営規程第7条第2項に基づき、議長が北村委員と高城委員を議事録署名人に指名する。

6. 参考人の出席

運営規程第6条に基づき、会長が他の委員一同の同意を得て、参考人として高松市外7市8町の職員が出席することを認める。

7. 議案第1号、議案第2号及び議案第3号

- 議案第1号 豊中都市計画区域、詫間都市計画区域及び仁尾都市計画区域の変更について
- 議案第2号 三豊都市計画の名称の変更について
- 議案第3号 用途地域の指定のない都市計画区域における容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限等の指定について

事務局が一括して、諮問及び付議の内容について説明した後、質疑応答に入る。

(高城委員)

議案自体については何ら問題ないが、編入する理由について、私がお聞きしたところでは、将来的に国道11号の4車線化を2段階でというようなことも聞いたので、もう少し詳細な説明をいただければと思います。

(事務局)

議案の説明の中で、区域に入れる判断と申しますか、その点につきましては、大きく五つの項目をご紹介いたしました。

土地利用の状況の見通しなどということございまして、今回、委員ご指摘のあったように、交通体系の軸をなすJR予讃線や国道11号などの周辺では、開発が進んでおり、こういった区域は市街地の連続性が今後も高まるということが考えられる点で、区域に編入するというところで考えております。

また、地形等の自然条件につきましては、いわゆる三豊平野と呼ばれる区域が旧の3町に加え、編入区域の高瀬町、そして三野町とも、一体のものということございまして。

また、通勤通学の日常生活圏といたしましても、関係の旧5町におきましては、総体的に結びつきが強いということで、高瀬町や詫間町の求心力によりまして、日常生活圏が形成されているという点でございます。

また、主要な交通結節の配置状況は先ほど申しましたように予讃線、国道11号など、生活行動がこれにより行われていることや、社会的、経済的な区域の一体性などを踏まえて、整備、開発及び一体的に保全すべき区域として、今回指定しているという考えでございます。

その他質疑はなく、全員一致により、議案第1号について案のとおり区域指定することに異存なしと決し、議案第2号、議案第3号について、案のとおり可決される。

8. 議案第4号～議案第13号

○議案第4号～議案第13号

高松広域都市計画区域外9区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

事務局が付議の内容について説明した後、質疑応答に入る。

三野委員より、議案の内容について異存はないが、県の区域マスタープランでは都市計画区域の区域区分をせず、高松市の立地適正化計画では居住誘導区域の内外に区域を分けるということとなっており、そのような状況の中で、郊外の耕作放棄地等で住宅地に隣接して建設発生土が置かれ問題となっているなどの事案が起きている。土地利用の議論においては、都市計画だけでなく全体としてどうあるべきか考えるといった視点が必要ではないか、という意見があった。

その他質疑はなく、議案第4号～議案第13号について、それぞれ全員一致により、案のとおり可決される。

9. 議案第14号

○議案第14号 建築基準法第22条第1項の区域指定について

事務局が諮問の内容について説明した後、質疑応答に入るが、特に質疑はなく、全員一致により、案のとおり区域指定することに異存なしと決する。

— 審 議 終 了 —